

梅ヶ枝中央会計

新株予約権付社債のポイント

Q 社債・借入と増資の中間的位置づけに新株予約権付社債があると認識していますが、具体的な内容は？

A 取得条項付新株予約権付転換社債の発行により、当初、社債として資金調達を行い、発行者側において、一定の事由により、新株予約権を取得するスキームとなります。

以下の、「取得条項」を付けた新株予約権により、社債を株式に転換する社債となります。

【取得条項付新株予約権】

- 取得条項付新株予約権...一定の事由が生じた日に発行会社が一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得する旨の定めがある新株予約権(会 273 条①)

→取得条項のない新株予約権の行使は、新株予約権を保有する投資家の意思により行われるのに対し、**発行会社の側で行使を強制**できる。

- 取得事由...特定の日到来や特定の事象の発生その他、発行会社が株主総会(取締役会設置会社においては**取締役会**)により**取得日を決定することを一定の事由にすることができる。**

【転換社債型新株予約権付転換社債(Convertible Bond...CB)】

- 普通社債と異なり、**社債を転換価額**(事前に決められた株式への転換の価額)で**株式に転換**することができる点に特徴。

【最近の新株予約権付社債の状況】

以下のとおり、上場直前期末に残高がある場合、上場時点での償還・転換・継続を含めて事前の検討が必要です。

有価証券届出書(新規公開時)第二号の四様式の提出日前の 最近事業年度において、新株予約権付社債 (会社法に限る)の残高がある先の提出日前の状況。(提出日... 2011/1~2015/4) 附属明細表(単体)【EDINETより】				
有価証券届出書提出日時	提出者	最近事業年度末	提出日の前月末現在	備考
H25.8.16	株式会社オープンハウス	○	N/A	新株へ転換

【新株予約権の行使の条件】 本新株予約権の一部行使はできないものとする。 細目については、臨時株主総会決議に基づき締結された新株予約権付社債引受契約書に定めておりません。				
H25.7.25	株式会社N・フィールド	○	N/A	買入償還
【新株予約権の行使の条件】 本新株予約権の一部行使はできないものとする。 償還期日を経過した本社債ならびに本社債金額の一部および利息については、行使を請求することはできない。				
H25.2.12	株式会社ウォーターダイレクト	○	○	
【新株予約権の行使の条件】 本新株予約権の一部行使はできないものとする。 【附属明細表】 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付けられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。				
H24.11.9	株式会社コロブラ	○	N/A	
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成22年5月13日臨時株主総会決議) の注 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、本社債の繰上償還ができる。 (1)本社債は、平成27年5月18日に、額面金額100円につき金100円にてその全額を償還する。 (2)当社は、本社債を発行日の翌日以降前(1)所定の期日までの間、本社債権者が保有する本社債を繰上償還することができる。 (3)当社は、本社債を発行日の翌日以降前(1)所定の期日までの間、本社債権者が保有する本社債を買い入れて、本社債を消却することができる。なお、本社債を買い入れる場合の買入価額は、額面金額100円につき金100円の金額に直前の利払日から買入日前日までの利息を加算した金額とする。 (4)本新株予約権の消却が行われた場合には、本社債も同時に償還する。				